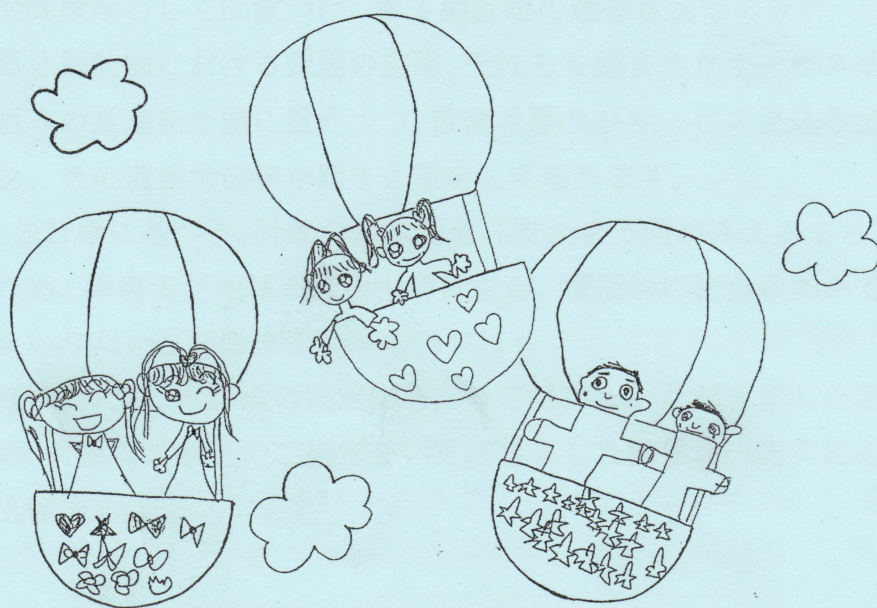


第2期 有田市障害福祉計画

平成21年度～平成23年度



平成21年 3月

和歌山県 有田市

は じ め に

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障害の種別にかかわらず、障害のある人の自立支援を図るため、共通のサービスを1つの制度で実施することなどを柱に新しい制度がスタートしました。

そのような状況の中、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることを願い、本市においては、平成19年3月に、関係各位の皆様方からのご意見・ご提言をいただき「有田市障害者基本計画」「有田市障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策の推進に向けて取り組んでおります。

この度の「第2期 有田市障害福祉計画」は、第1期計画の平成23年度の数値目標に至る中間段階として位置づけ、第1期計画の進捗状況等の分析・評価、それにとともなう第2期計画における課題の整理、それらを踏まえたサービス基盤整備に対する取り組みの推進を念頭に置きつつ、数値目標及びサービス見込み量を適切に設定していき、その進捗状況等を踏まえ策定しております。

今後は、この計画に基づき、計画の基本理念「支え合う顔がみえるまち ありだ」を実現するため、障害者が地域社会の中で自立し、積極的に社会参加ができるよう取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の方々に心から厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

有田市長 望 月 良 男

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の期間	1
第3節	計画の性格・位置づけ	1
第4節	障害自立支援法の内容	2
第2章	計画の基本方針	4
第1節	計画の基本的な考え方	4
第2節	第2期障害福祉計画の策定について	4
第3章	障害のある人の状況	5
第1節	身体障害のある人の状況	5
第2節	知的障害のある人の状況	6
第3節	精神障害のある人の状況	6
第4章	第1期計画の数値目標と実績	7
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	7
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行	7
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	8
第5章	第1期計画の障害福祉サービスの実績値の状況	9
第1節	自立支援給付の実績	9
1	訪問系サービスの実績値の状況	9
2	日中活動系サービスの実績値の状況	9
3	居住系サービスの実績値の状況	10
4	指定相談支援の実績値の状況	11
第2節	地域生活支援事業の実績	11
1	必須事業	11
2	任意事業	13
第6節	平成23年度に向けた数値目標	15
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	15
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行	15
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	16

第7節	第2期における障害福祉サービスの見込み	17
第1節	自立支援給付の見込み量	17
1	訪問系サービス	17
2	日中活動系サービス	17
3	居住系サービス	18
4	指定相談支援	19
第2節	地域生活支援事業の見込み量	19
1	必須事業	20
2	任意事業	22
第8章	サービス利用体制の充実	24
第1節	制度・サービスに関する情報提供の充実	24
第2節	障害者等に対する虐待の防止	24
第3節	事業者の参入促進	24
第4節	人材の育成と資質の向上	24
第5節	地域資源の有効活用	24
第9章	地域における生活支援の充実	25
第1節	障害や障害者に対する理解の促進	25
第2節	制度及びサービス内容の周知と普及	25
第3節	利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	25
第4節	相談体制の充実	26
第5節	情報提供体制の充実	26
第6節	地域生活移行を進めるための支援体制の構築	26
第7節	就労に向けた支援の充実	28
第10章	障害福祉計画の推進体制	29
第1節	総合的な取り組みの推進	29
第2節	地域における各種関係団体、民間企業等の連携	29
第3節	国・県との連携	29
第4節	計画の見直し時期と評価	29
第5節	計画の管理	29

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

障害者自立支援法が成立したことを受け、「第 1 期有田市障害福祉計画」が策定され、障害のある人に対するサービス提供の充実に取り組んできました。

「第 1 期有田市障害福祉計画」は、「有田市障害者基本計画」における様々な分野の中でも、特に障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となっており、これに基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの円滑な実施を確保するための方策等を定め、障害のある人の地域生活への移行や就労支援といった目標に向けて取り組みを進めてきたところです。

第 1 期計画では、国の定めた基本方針に基づき、旧体系の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、その前半にあたる平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度におけるサービス見込量等を設定し、必要なサービス量の確保や地域生活を支援するネットワーク体制の整備を進めてきました。

第 2 期計画である本計画は、第 1 期計画で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障害のある人等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス提供基盤の着実な推進を図るため策定したものです。

第 2 節 計画の期間

この計画は、国が示す平成 23 年度の目標達成に向けた障害福祉計画の第 2 期計画であり、計画の期間は平成 21 年度から平成 23 年度までとします。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
第 1 期 有田市障害福祉計画			第 2 期 有田市障害福祉計画		

第 3 節 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤整備を示すものです。また、本市における障害者施策の基本方針である「有田市障害者基本計画」との整合性を持つ計画として位置づけられています。

第4節 障害者自立支援法の内容

障害者自立支援法には、次の5つのポイントがあります。

〈ポイント1〉

障害福祉サービスの一元化



- 3障害（身体、知的、精神）の一元化
- 実施主体の市町村への一元化

〈ポイント2〉

施設・事業体系の再編と
サービスの計画的な整備



- 既存のサービス体系を、機能に着目して再編
- 地域生活支援、就労支援のための事業や重度障害者を対象としたサービスを創設
- 計画的なサービス整備のための「障害福祉計画」策定の法定化

〈ポイント3〉

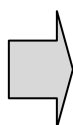
就労支援の抜本的強化



- 「施設での就労から企業等での就労への移行促進」のための新たな就労支援事業の創設
- 雇用施策との連携の強化による就労支援の推進

〈ポイント4〉

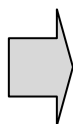
支給決定のしくみの透明化
・明確化



- 支援の必要性に関する客観的な尺度となる「障害程度区分」の導入
- 認定審査会の設置とケアマネジメントの制度化

〈ポイント5〉

安定的な財源の確保



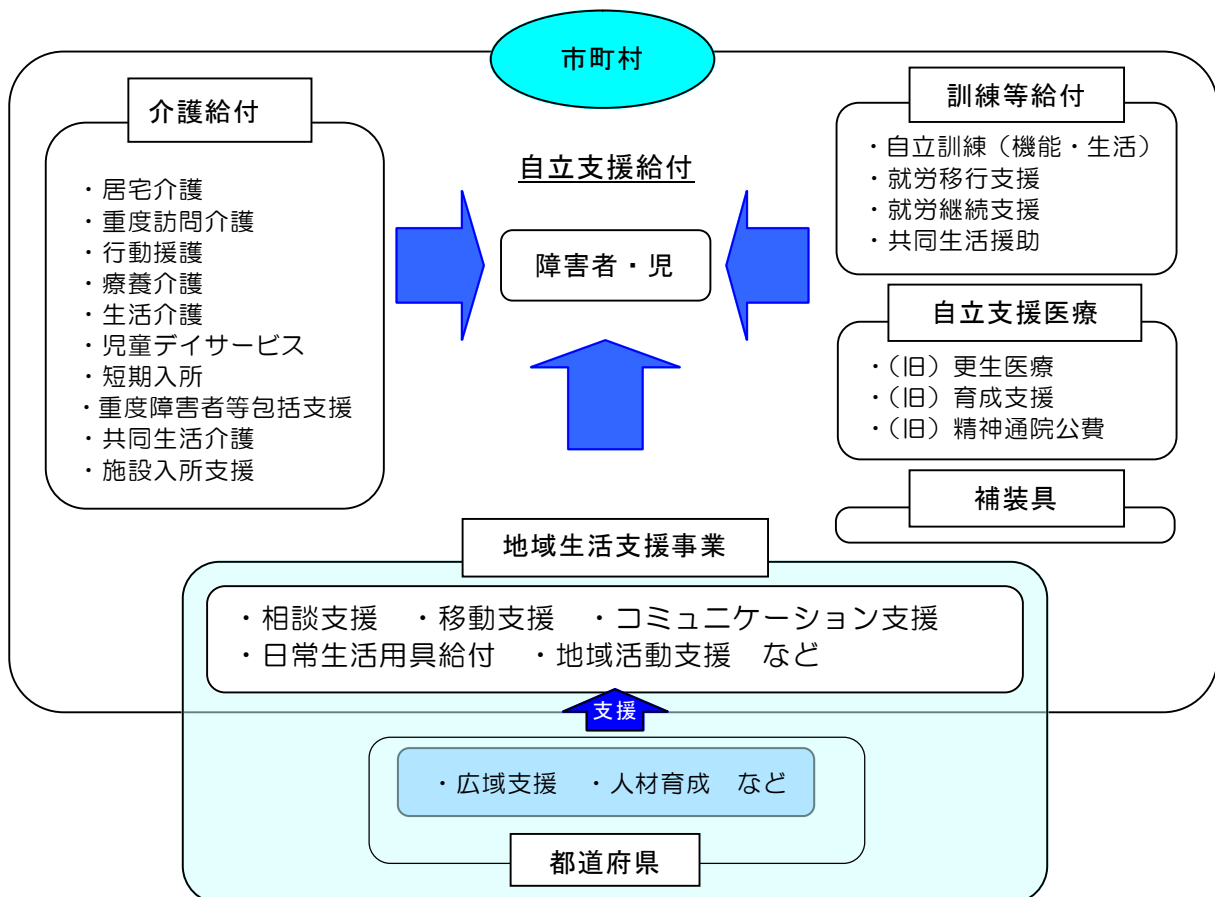
- 国の費用負担責任の強化
- サービスの量・所得に応じた負担への利用者負担の見直し
- 公費負担医療制度の「自立支援医療制度」への移行による利用者負担の見直し

■総合的な自立支援システムの確立

障害者自立支援法の施行にともない、給付体系がかわります。

国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、地域の実情に応じて、実施される「地域生活支援事業」が創設されます。

障害者自立支援法における障害福祉サービス等の給付体系は現行の支援費制度や精神保健福祉制度から、利用しやすい制度にしていくことをめざしています。



第2章 計画の基本方針

第1節 計画の基本的な考え方

本市においては、誰もが地域の中で共に生きる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとに、一人ひとりの顔がつながっている「顔の見える関係」、支え合いや助け合いをとおして「支え合う顔」が見えるまちの実現に向けて、障害福祉施策に取り組んできました。

第2期障害福祉計画においても、この方針を継承し、障害者基本計画・第1期障害福祉計画策定時に整理した課題への取り組みを積極的に推進していきます。

第2節 第2期障害福祉計画の策定について

目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

○第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置付け。

（第1期平成18年度～20年度 第2期平成21年度～23年度）

○平成23年度の数値目標の考え方は、基本的には第2期計画策定に当たっても変更しない。

○各自治体においては、第2期計画の策定に当たり、第1期計画の現状の把握、地域における課題を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討することが重要。

○分析・検討を踏まえ、目標値を適正に補正するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むこと。

○障害福祉圏域単位を標準として、具体的な基盤整備を促進する規定を盛り込むこと。

○障害者の地域生活への移行の一層の促進

○一般就労への移行支援の強化

○相談支援体制の充実・強化

○障害者自立支援の見直しに伴い、第2期計画の内容についても必要な見直しを行うこと

○退院可能精神障害者数及びその減少目標値については、第1期計画で設定した数値を踏襲。

現在行われている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」で議論を踏まえて、改めて目標値の設定方法等について提示、また、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数を設定し、これに必要な指定障害福祉サービス等の見込量を設定。

第3章 障害のある人の状況

第1節 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、年々増加傾向にあります。

障害種別では、肢体不自由が950人(約55%)で最も多く、次に内部障害の427人(約25%)が多くなっています。ここ数年間で割合が大きく増加している障害種別は、内部障害となっています。

等級別では、1級手帳所持者が455人(約26%)と最も多く、1級・2級の重度の手帳所持者が全体の約45%と高い割合になっています。

* 身体障害者手帳は、1級から6級まであり、1・2級＝重度、3級・4級＝中度、5級・6級＝軽度となっています。

身体障害者(児)手帳所持者数の推移(等級別)

単位:人

区 分	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
1級	396	396	396	419	419	430	455
2級	339	331	330	328	322	324	327
3級	250	250	271	283	286	282	292
4級	312	320	338	333	341	361	386
5級	131	133	130	138	127	126	126
6級	149	155	160	167	154	155	156
計	1,577	1,585	1,625	1,668	1,649	1,678	1,742

各年4月1日現在

身体障害者(児)手帳所持者数の推移(20年度・障害別)

単位:人

区 分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく・ 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	53	7	0	185	210	455
2級	43	48	3	223	10	327
3級	10	27	8	158	89	292
4級	8	36	9	215	118	386
5級	13	1	0	112	0	126
6級	11	88	0	57	0	156
計	138	207	20	950	427	1,742

平成20年4月1日現在

第2節 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成20年4月1日現在 201 人で、近年はほぼ横ばい傾向となっています。

等級別では、A判定(重度)が 97 人で、全体の約 48%と高い割合となっています。

*療育手帳は、A判定＝重度、B1判定＝中度、B2判定＝軽度となっています。

判定別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
A判定	98	99	99	102	106	96	97
B1判定	49	49	51	50	49	56	57
B2判定	43	46	43	47	52	44	47
計	190	194	193	199	207	196	201

各年4月1日現在

第3節 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成20年4月1日現在 81 人で、近年はほぼ横ばい傾向となっています。

等級別では、2級(中度)が 46 人で、全体の約 57%と高い割合となっています。

*精神障害者保健福祉手帳は、1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度となっています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	14年	15年	16年	17年	18年	19年
1級	12	21	26	23	26	21
2級	21	25	31	35	41	46
3級	4	8	14	22	15	14
計	37	54	71	80	82	81

各年4月1日現在

通院医療費公費負担承認者数の推移

単位：人

14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
194	177	186	211	219	211	200

各年4月1日現在

第4章 第1期計画の数値目標と実績

第1期計画では、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関して、国の基本指針に即して、平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成23年度末までに、平成17年10月における入所施設の入所者の1割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとなっています。

第1期計画の目標値と実績

項 目	数 値	考 え 方
現在の施設入所者数	36人	平成17年10月1日の全施設入所者数
目 標 値	1人	平成23年度末までに施設入所からGH・CH等へ地域移行する者の数
地域生活移行者数	2.8%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目 標 値	1人	平成23年度末段階での削減見込数
削減見込	2.8%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
実績 施設入所者数	37人	平成20年9月末現在の施設入所者数
実績 地域生活移行者数	6人	平成20年9月末までに施設入所からGH・CH等へ移行した人数

評価と課題

- ・地域移行者数は目標値を上回っています。
 - ・施設からケアホーム等への移行がみられる一方で、新規の施設入所者もみられます。
- 今後、施設や病院から地域生活への移行に加えて、在宅の障害者についても保護者の高齢化に伴い、グループホーム等の需要が高まると予想されますが、市内にはこうした施設がありません。

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第1期計画の目標値と実績

項 目	数 値	考 え 方
現 在	16人	現在の退院可能精神障害者数
目 標 値	3人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数
実 績	0人	

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

第1期計画の目標値と実績

項 目	数 値	考 え 方
現状値 年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値 目標年度の年間一般就労移行者数	3人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
実 績	1人	平成20年9月末までに福祉施設を退所し一般就労した人の数

評価と課題

- ・平成20年度の一般就労移行者は1人であり、一層の移行促進が必要です。
- ・就労支援体制の整備や障害者を受け入れる企業の開拓などが必要です。

第5章 第1期計画の障害福祉サービスの実績値の状況

第1節 自立支援給付の実績

第1期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の各種障害福祉サービス提供を推進しました。その実績は次のとおりです。

特に訪問系サービスを始めとする障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の確保が重要であり、サービス提供事業所との連携など事業所の確保を進めていく必要があります。

1. 訪問系サービスの実績値の状況

単位：時間／月

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居 宅 介 護 重度訪問介護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	1,418	1,023	1,522	1,031	1,642	1,149

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
居 宅 介 護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
行 動 援 護	重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

評価と課題

・訪問系サービスは、施設入所者の地域移行が計画通りに進んでいないことなどから、実績が計画値を下回っています。しかし、今後地域移行の推進からサービスの利用量が増加することが予測されます。

2. 日中活動系サービスの実績値の状況

単位：人日／月（療養介護は人／月）

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生 活 介 護	0	0	47	20	341	190
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	56	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	5	0	94	21
就労移行支援	0	0	26	0	101	89
就労継続支援（A型）	0	0	50	0	65	70
就労継続支援（B型）	23	19	127	20	202	58
療 養 介 護	0	0	0	0	0	0
児童デイサービス	451	462	494	518	536	616
短 期 入 所	27	40	33	14	40	20

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害のある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

評価と課題

- ・日中活動系サービスは、旧体系サービスの移行状況等の要因から、計画値より利用実績が少ないサービスがあり、今後も利用者に対し各種サービスの内容や利用に関する情報発信を行っていくことが必要です。
- ・生活介護については、増加しています。
- ・自立訓練については、18年19年までは実績がありませんが、旧体系サービスの移行をうけ、20年度より生活訓練の利用実績があがっています。
- ・就労継続支援については、A型は計画通り、B型は低くなっていますが、就労移行の目標を達成するためにも、就労移行支援等の整備も必要になってきます。療養介護については、事業所の新体系サービスへの移行が進まなかったことなどにより利用者は見られませんでした。
- ・児童デイサービスについては、実績値が計画値を上回っています。
- ・短期入所については、利用希望があっても各事業所の短期入所用の利用可能人数に変化がないため、利用できない状況があります。今後、そのニーズに対応できるように現事業所の短期入所利用可能枠の拡大と利用可能事業所の確保等が必要です。

3. 居住系サービスの実績値の状況

単位：人/月

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 共同生活介護	6	7	7	7	9	7
施設入所支援	0	0	2	1	17	13

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。
共同生活介護	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

評価と課題

- ・居住系サービスについては、地域生活を営む上での生活の場として必要と考えられることから、広域での調整のもと、居住基盤の確保を進める必要があります。
- ・施設入所支援については旧体系サービスの移行状況の要因から、実績値は低くなっており、事業所の新体系への移行促進を今後も進める必要があります。

4. 指定相談支援の実績値の状況

単位：人/月

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相 談 支 援	0	0	15	0	19	0

評価と課題

- ・指定相談支援については、地域移行等の促進を図る観点から、相談支援体制の整備、周知等がさらに必要です。

第 2 節 地域生活支援事業の実績

第1期計画に基づき、本市の地域生活支援事業として行った5つの必須事業とその他の任意事業の実績値は次のとおりです。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業の実績値の状況

単位：箇所

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業						
障害者相談支援事業	1	1	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	—		—		—	
住居入居等支援事業	—		—		—	
成年後見制度利用支援事業	—		—		—	

評価と課題

- ・相談支援事業については、「障害者相談支援事業」が2箇所、「地域自立支援協議会」が1箇所と計画通りになっています。

(2) コミュニケーション支援事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話通訳者等派遣事業	1	2	2	3	4	2

要約筆記者等派遣事業	1	0	1	0	1	0
手話通訳者設置事業	—		—		—	
点字・音訳等支援事業	—		—		—	

評価と課題

- ・手話通訳者等派遣事業については、今後も障害のある人の社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(3) 日常生活用具給付事業の実績値の状況

単位：件数

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護訓練支援用具	2	1	3	4	4	2
自立生活支援用具	10	7	11	0	12	7
在宅療養等支援用具	4	4	5	1	6	4
情報・意思疎通支援用具	22	13	24	6	26	10
排泄管理支援用具	156	192	343	435	377	440
住 宅 改 修 費	1	0	2	0	2	3

評価と課題

- ・日常生活用具給付事業については、「排泄管理支援用具」が増加傾向にあります。

(4) 移動支援事業の実績値の状況

単位：箇所・人・時間

区分	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
個別支援型 (上段人数 下段時間)	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
	1	50	1	48	1	55	1	53	1	60	1	57
	1	2,160	1	864	2	2,300	2	1,584	3	2,500	3	1,318

評価と課題

- ・移動支援事業については、今後とも社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(5) 地域活動支援センター事業の実績値の状況

単位：箇所・人

区 分	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
地域活動支援センター機能強化事業												
地域活動支援センターⅠ型	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—	0	0
地域活動支援センターⅡ型	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—	0	0
地域活動支援センターⅢ型	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—	1	2

平成20年度に小規模作業所から地域活動支援センターⅢ型に移行

2. 任意事業

(1) 更生訓練費・施設入所者就職支度員給付事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
更生訓練費給付事業	1	1	2	2	2	3
施設入所者就職支度金給付事業	1	0	1	0	1	0

評価と課題

・更生訓練費給付事業は、計画通りで、施設入所者就職支度金給付事業は、施設入所者の社会復帰を促進するため。今後も周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業の実績値の状況

単位：箇所・人

区 分	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
日中一時支援事業	5	10	6	10	11	24	10	17	12	25	9	20

評価と課題

・日中一時支援事業については、増加傾向にあります。今後ともニーズに応えるため、サービス量の確保が求められます。

(3) 訪問入浴サービス事業

単位：箇所・人

区 分	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
訪問入浴サービス事業	—	—	1	3	—	—			1	5	0	0

(4) 社会参加促進事業の実績値の状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業(箇所)	—		—		1	
点字・声の広報等発行事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
奉仕員養成研修事業	—		—		—	
自動車運転免許取得・改造助成事業	2	1	2	2	2	2

(5) 経過的デイサービス事業

単位: 箇所・人

区 分	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
経過的デイサービス事業	5	13	5	13	—	—	—	—	—	—	—	—

平成19年度から日中一時支援事業へ移行したため事業がなくなりました。

第6章 平成23年度に向けた数値目標

国の「基本指針」に基づき、平成23年度に向けた本市における障害福祉サービスの目標を次のように定めます。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、国の「基本指針」において

○平成17年10月現在の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行する

○今後の新たな施設入所者数も勘案し、平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本に、地域の実情に応じて目標設定することが示されています。

本市においても、これを前提に施設入所者の地域生活への移行を重要な課題と位置づけ取り組んでいくものとします。

第2期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
施設入所者数	36人	平成17年10月1日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	6人	平成23年度末までに施設入所からGH・CH等へ地域移行する者の数
	17%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目標値 削減見込	1人	平成23年度末段階での削減見込数
	2.8%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

目標を達成するための方策

- ・グループホーム等の整備を図るため、空き物件情報等開設意向のある事業所に対して情報提供を行います。
- ・施設に入所している障害者が、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホームに移行できるよう支援します。
- ・グループホーム等の必要性、また障害者の地域移行に対する理解を深めてもらうため啓発活動を行います。

第2節 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

和歌山県の調査結果によると、有田市における退院可能精神障害者は16人と想定されることから、このうち平成23年度末までに退院し地域生活へ移行する人数を13人とし、この地域生活への移行を支援・促進します。

項 目	数 値	考 え 方
現状値 退院可能精神障害者数	16人	和歌山県調べによる患者調査等から把握される退院可能精神障害者数
目標値 地域移行者数	13人	平成23年度までに地域移行を目指す人数

目標を達成するための方策

- ・有田圏域地域自立支援協議会に専門部会「精神障害者地域移行支援部会」を設置し、圏域で地域移行を促進していきます。
- ・グループホームやケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える受け入れ条件の整備を推進します。

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

国の基本方針に基づき平成23年度の目標を第1期に引き続き継続して3人と設定します。

現状値 年間一般就労移行者数	1人	平成20年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値 一般就労移行者数	3人	平成23年度までに福祉施設を退所し、一般就労する人の数

目標を達成するための方策

- ・地域自立支援協議会「就労支援部会」を中心に、就労支援に取り組めます。
- ・障害者雇用に対する事業主の理解を深めるとともに、自立訓練、就労移行等の訓練により、本人の知識と能力の向上に努めます。

第7章 第2期計画の障害福祉サービスの見込み

第1節 自立支援給付費の見込み

本計画における平成21年度以降のサービス見込量は、第1期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、今後のニーズ、事業所の新体系への移行予定等を勘案し、次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスについては、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援のサービスがあります。訪問系サービスは、日常生活上の支援など地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、ニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。平成18年度、19年度の実績を基礎として利用者数の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者数を推計しています。

単位：時間／月

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日
居 宅 介 護						
重度訪問介護						
行 動 援 護	1,705	97	1,871	114	1,986	133
重度障害者等包括支援		1,402		1,641		1,986

見込量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の確保、特に精神障害者や重度の障害者へのサービスに対応するため、身体障害、知的障害へのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図るなど、事業者の確保に努めます。
- ・サービスを必要とする障害者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。
- ・サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・児童デイサービス・短期入所があります。日中活動系サービスは障害のある人の自立と社会参加を図るため、利用者のニーズ状況に応じ適切に対応することが必要となります。

平成18、19年度の実績を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行や特別支援学校の卒業生等による新たなサービス利用者数を見込んで算出しています。

単位：人日/月

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	見直し後 人 人日		計画	見直し後 人 人日		計画	見直し後 人 人日	
生 活 介 護	442	30 609		654	36 735		865	40 865	
自立訓練（機能訓練）	25	1 22		50	3 50		77	4 77	
自立訓練（生活訓練）	138	2 44		182	3 66		226	5 110	
就労移行支援	140	7 140		178	8 178		217	10 217	
就労継続支援（A型）	118	6 130		170	8 170		223	11 223	
就労継続支援（B型）	298	17 298		394	22 394		490	27 490	
療 養 介 護	0	0		0	0		3	3	
児童デイサービス	578	47 635		620	49 655		663	51 663	
短 期 入 所	46	8 46		52	9 52		59	10 59	

見込量確保のための方策

- ・現在のサービス利用状況に加え、旧体系施設についても、経過措置期間の平成23年度末までに移行することから、これらの利用者数も踏まえ見込んでいます。
- ・サービスの提供体制については、今後、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら新体系へ移行することから、サービス提供事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。
- ・サービス提供事業者の新体系への移行状況やサービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障害者がこれら日中活動系サービス等の提供を受けることができるよう努めます。
- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ・児童デイサービスは、利用希望者が増加することが考えられることから、市内外の事業者と連携を図りながら、サービス需要に適切に対応していきます。

3. 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援があります。福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホーム・ケアホームなどの居住基盤の確保が必要となります。

平成18、19年度の実績を基礎として、利用者数の伸びや事業者の移行計画を反映して見込んでいます。

単位：人／月

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日
共同生活援助 共同生活介護	8	8	12	12	17	17
施設入所支援	23	26	29	32	35	35

見込量確保のための方策

- ・地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者や施設に入所中の人の地域生活移行

を進めていくことが求められていることから、制度の趣旨や新規サービスの内容などに関する情報を提供し、サービス事業所の参入促進に努め、グループホーム等の整備に努めます。

- ・空き物件情報や転用可能な公営施設について、開設意向のある事業所に対して情報提供を行います。
- ・今後の地域移行の状況を把握し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。
- ・施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、障害程度区分等を適切に判定し、真にサービスを必要とする人が利用できるよう努めます。

4. 指定相談支援

障害福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や単身者で自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、適切な障害福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように、サービス利用計画を作成します。

今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

単位：人／月

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日	計画	見直し後 人 人日
相 談 支 援	15	10	20	20	28	28

見込量確保のための方策

- ・指定相談事業者と連携を取り、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・サービスを必要とする障害者が適切にサービス利用できるように、サービス内容の周知を図るとともに、介護保険の居宅介護支援事業者などへの必要な情報提供を図るなど、事業者の確保に努めます。
- ・適切なサービス利用計画の作成を行うため、地域自立支援協議会を活用するなど、総合的に支援していきます。

第 2 節 地域生活支援事業の見込み

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。

地域生活支援事業は、5つの必須事業とその他の任意事業があり、本市では以下の事業を実施します。

- 必須事業
- ・相談支援事業
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・日常生活用具給付事業
 - ・移動支援事業
 - ・地域活動支援センター事業

- 任意事業 ・更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 ・日中一時支援事業
 ・社会参加促進事業

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

障害についての様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うサービスです。

単位：箇所

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後	計画	見直し後	計画	見直し後
相談支援事業						
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	—	—	—	—	1	1
住居入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	—	1	1

見込量確保のための方策

- ・委託相談事業所との連携を強化して事業を実施します。
- ・地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「地域自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

単位：人

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後	計画	見直し後	計画	見直し後
手話通訳者等派遣事業	3	3	3	3	6	6
要約筆記者等派遣事業	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	—		—		—	
点字・音訳等支援事業	—		—		—	

見込量確保のための方策

- ・利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳登録者の人数の確保並びに質の向上に取り組みます。
- ・聴覚障害者情報センターと連携してサービス水準が低下しないように利用者のニーズ把握に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

単位：件数

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後	計画	見直し後	計画	見直し後
介護訓練支援用具	3	3	4	4	5	5
自立生活支援用具	11	11	13	13	15	15
在宅療養等支援用具	6	6	7	7	8	8
情報・意思疎通支援用具	15	15	20	20	35	35
排泄管理支援用具	460	460	480	480	500	500
住宅改修費	2	2	2	2	2	2

見込量確保のための方策

- ・利用者の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- ・利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。

(4) 移動支援事業見込み

障害児(者)であって、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

単位：箇所・人・時間

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		見直し後		計画		見直し後		計画		見直し後	
個別支援型 (上段人数 下段時間)	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
	13	60	13	60	13	65	13	65	13	70	13	70
		1,800		1,800		2,400		2,400		3,000		3,000

見込量確保のための方策

- ・社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。
- ・移動支援事業の情報提供の充実やサービスの提供を行う事業所を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

単位：箇所・人

区 分	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	計画		見直し後		計画		見直し後		計画		見直し後	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
地域活動支援センター機能強化事業												
地域活動支援センターⅠ型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センターⅡ型	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	—	—
地域活動支援センターⅢ型	1	2	1	2	1	2	1	2	2	10	1	5

見込量確保のための方策

・サービスの内容の質の向上に努めるとともに、サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

2. 任意事業

本市では、障害のある人(子ども)の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とする「日中一時支援事業」や社会参加を促進させる「社会参加促進事業」を今後も実施していきます。

(1) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

単位：人

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直後	計画	見直後	計画	見直後
更生訓練費給付事業	2	2	2	2	3	3
施設入所者就職支度金給付事業	1	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

・給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

(2) 日中一時支援事業利用状況

障害のある小中高生等であって、原則として日中において監護する人がいないことにより放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障害のある児童を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

単位：箇所・人

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		見直し後		計画		見直し後		計画		見直し後	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
日中一時支援事業	10	22	10	22	11	23	11	23	15	29	12	29

見込量確保のための方策

- ・障害のある子どもの家族等からのニーズに対応するため、事業所の確保を図りサービスの充実に努めます。
- ・障害のある子どもの放課後等における活動の場を確保する重要なサービスとして、事業所と協力しながら円滑な運営に努めます。
- ・サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知するとともに、サービスの質の向上に努め、利用しやすい制度としていきます。

(3) 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害者を対象に、地域において身体障害者の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

単位：箇所・人

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		見直し後		計画		見直し後		計画		見直し後	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
訪問入浴サービス	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5

(4)社会参加促進事業利用状況

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供する事業です。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	見直し後	計画	見直し後	計画	見直し後
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（箇所）	1	1	1	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	—		—		1	1
点字・声の広報等発行事業	1	1	1	1	1	1
奉仕員養成研修事業	—		—		—	
自動車運転免許取得・改造助成事業	2	2	2	2	2	2

見込量確保のための方策

- ・事業内容を検討しつつ、障害のある人の社会参加を促進する観点から事業を実施します。
- ・広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握に努めます。

(5)経過的デイサービス事業

- ・平成19年度から日中一時支援事業へ移行したため事業がなくなりました。

第8章 サービス利用体制の充実

第1節 制度・サービスに関する情報提供の充実

障害者自立支援法施行にともなう、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容などを広報等の刊行物やホームページの媒体を活用して、情報提供の充実を図ります。

第2節 障害者等に対する虐待の防止

障害者団体をはじめとした関係団体・機関の連携を強化するとともに、地域自立支援協議会の場を活かして、障害者に対する虐待を防止し、早期発見と迅速な対応、再発を防ぐ体制づくりを推進します。

第3節 事業者の参入促進

旧サービス体系からの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるように、事業者に対して情報提供等により、参入促進を図ります。

第4節 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して、障害程度区分認定調査員や相談支援従事者等、サービス提供にかかわる人材の育成と資質の向上に努めます。

第5節 地域資源の有効活用

障害者団体やボランティア団体、NPO法人等に対して自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障害者を地域で支える体制づくりを推進します。

第9章 地域における生活支援の充実

第1節 障害や障害者に対する理解の促進

障害者自立支援法では、地域生活への移行と一般就労に比重がおかれていますが、これらを進めていくうえでは、地域や職場における障害や障害者への理解が課題となっています。

今後も地域や職場において障害や障害者への理解が深まるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、地域社会や企業などに働きかけていきます。

第2節 制度及びサービス内容の周知と普及

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況にあります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報や市ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めていきます。

第3節 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

1. ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためには、サービス利用計画作成におけるケアマネジメントの制度化を図る必要があります。

そこで、障害者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などをふまえて適切な支給決定がなされるよう、ケアマネジメントの構築を図っていきます。

2. 訪問系サービスの充実

障害者が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることは重要です。

そのため、今後もさまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために居宅介護や重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスを充実し、適切なサービス提供に努めます。

3. 日中活動系サービスの充実

障害者自立支援法の施行にともない、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図っていきます。

4. サービスの質的向上

今後、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることが考えられ、施設や事業者がネットワークを構築し、情報の共有などを行っていきます。また、研修などのさまざまな機会を通じて、障害特性への理解を深めるなど、資質の向上を図っていきます。

第4節 相談体制の充実

1. 重層的な相談支援体制の構築

相談体制としては、緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

今後、地域のさまざまな相談機能を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

2. 相談支援に携わる人材の育成と確保

障害者自立支援法の施行により、生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員、社会福祉士、職員の地域における役割は重要となっています。また、相談支援に携わる方は障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と研修等の受講が必要となっています。そのため、県との連携のもと、研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。

3. 相談支援事業の充実

相談支援を適切に実施していくため、地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行うなど、相談支援事業を充実していきます。

第5節 情報提供体制の充実

それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。

特に視覚障害者や聴覚障害者など、コミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネットなどを活用し、情報提供方法の充実を図っていきます。

第6節 地域生活移行を進めるための支援体制の構築

1. 生活の場の確保

障害者が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。

(1) グループホームやケアホームの確保

地域生活へ移行した場合の生活の場としては、グループホームやケアホームなど

が考えられます。今後、必要な量を確保するために、地域や市民に対する啓発を行い、行政、施設、事業所及び関係機関・団体等が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の促進に努めていきます。

(2) 障害者向けの住宅の確保と入居支援

地域での生活を支えていくためにはグループホームやケアホームの確保に加え、住宅を確保していくことも大切です。

今後も引き続き、新設の住宅については近年の応募率や総供給個数に応じて住宅建設を行うとともに、障害者に向けた住宅を確保していきます。

2. 社会参加の促進

障害者が地域で生活を送るためには、レクリエーション活動や交流の場、講演会などを通じて、スポーツや文化活動などに親しみ、障害者の心豊かな生活を確保できるよう、社会参加を促進することが大切です。

(1) 移動支援及びコミュニケーション支援の充実

障害者が積極的に外出できるよう、移動手段の確保や、コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害者に対する手話通訳者及び要約筆記者を派遣するため、移動支援事業やコミュニケーション支援事業を通じて充実を図っていきます。

(2) レクリエーションや行事などを通じた社会参加の促進

障害者の社会参加を促進していくため、障害者の各種スポーツ大会の開催を支援していきます。また、地域での運動会や各種行事や文化・スポーツイベントにおいては、地域の人々と交流する機会となるため、地域との交流機会の拡大にも努めていきます。

3. 地域支援体制の整備

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、きめ細やかに相談などに対応できる体制の整備が必要です。

障害者団体やボランティア、NPO法人などの関係者が、それぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な活動の促進と連携を図り、地域支援体制の整備に努めていきます。

4. NPO及びボランティアの養成

障害福祉サービスの充実を図る一方、地域の支援体制の整備を図るためには、NPOやボランティアなどの障害者を支える担い手を養成していく必要があります。そのため、NPOやボランティアの活動に関する情報を提供するとともに、研修会や講座などを通じて地域活動への参加の動機づけを行うなど、関心のある市民の参加を促進していきます。

また、障害者が自らの体験などを通じて相談相手となるピアカウンセラーの養成にも努めていきます。

第7節 就労に向けた支援の充実

1. 障害者雇用を促進するための体制整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。今後、障害者の雇用促進を図るためにハローワーク、支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

2. 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、今後もハローワークなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの障害者の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

3. 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押し、就労へと結びつけていくことが、今後必要となってきます。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進していけるよう、積極的に支援していくことに努めていきます。また、就労のきっかけづくりとしてトライアル雇用の実施に努めていきます。

4. 福祉的就労に関するサービスの充実

支援学校の卒業者の大半が福祉的就労に就いているという現状から、今後も一般就労だけでなく、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害者がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図っていきます。

第 10 章 障害福祉計画の推進体制

第 1 節 総合的な取り組みの推進

計画を着実に進めていくために、有田市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取り組みに努めていきます。

第 2 節 地域における各種関係団体、民間企業等の連携

障害者の地域移行や就労支援などを進めるためには、市、市民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要であるため、地域で連携しながら、計画の推進を図ります。

第 3 節 圏域での取り組み

必要とされるサービスの提供は、できるだけ身近な地域で利用できるようになることが理想ですが、サービス提供事業者の状況や、住民の日常生活の広域化などから、他市町にあるサービス提供事業所の利用が行われる場合があります。特に、有田圏域では、抱えている課題や住民の日常生活範囲などの状況に近いこともあり、連携しながら効率的な運営を図ることが望ましいといえます。

今回の第2期障害福祉計画では、有田圏域について 1 市3町と県で、圏域全体を視野に入れた障害福祉サービスの将来見通し及び必要なサービスの確保に向けた取り組み（圏域ビジョン）を検討しました。今後、実施段階においても県と協力しながら推進していきます。

有田圏域の圏域ビジョンは、和歌山県「紀の国障害者プラン2004改定」に掲載されています。

第 4 節 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県と連携しながら、制度の改正などの変化をふまえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進していきます。

一方、制度を施行していく中で制度や障害程度区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は県を通じて、国へ意見し、改善を要望していきます。

第 5 節 計画の管理

計画策定後は、毎年度事業の実施状況の確認等を行い、その結果に基づいて必要な対策を行うなど、計画を着実に推進します。

また、地域自立支援協議会と連携し、地域の実情や課題等の把握に努めるとともに、本計画の達成状況等を点検・評価するほか、関係機関で数値目標を共有化することで、連携して目標の達成に取り組むなど、計画の効果的な推進に努めます。

第2期有田市障害福祉計画 作成懇談会委員名簿

(敬称略)

団 体 役 職 名	氏 名
有田市議会 文教厚生委員長	諏訪 秀夫
湯浅保健所 所長	森岡 聖次
有田市社会福祉協議会 事務局長	藤本 忠信
社会福祉法人 守皓会 理事長	成川 守彦
社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長	桑原 清司
有田市身体障害者連合会 会長	田中 秀樹
有田市障害児者父母の会 会長	川島 律子
子育て療育の会「小麦畑」 会長	藤田 剛
有田市民生児童委員協議会 会長	中澤 義幸
有田地方精神障害者家族会 だるまの会 会長	九鬼 耕作
有田市市民福祉部長	児嶋 英比児

第2期 有田市障害福祉計画
平成21年度～平成23年度

発行：有田市役所 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
TEL：(0737) 83-1111（代）
FAX：(0737) 83-6205
Eメール：fukusi@city.arida.lg.jp

発行年月：平成21年 3月
